

入札談合等関与行為調査特別委員会 調査報告書

野辺地町議会

令和7年9月12日

目 次

I 入札談合等関与行為調査特別委員会について

1 調査の趣旨	2
2 特別委員会の設置	2
3 調査事件	3

II 調査の経過等について

1 委員会の開催状況	4
2 証人、参考人の出頭等	5
3 告発	6
4 記録の提出	7

III 調査の内容と結果

1 調査結果の概要	8
2 実施した調査の内容	8
3 調査事項の結果と問題点	11
4 問題点に対する意見等	12

IV その他

1 入札談合等関与行為調査特別委員会の反省点	14
2 調査経費	14

I 入札談合等関与行為調査特別委員会について

1 調査の趣旨

地方自治法第 100 条の調査を付託された特別委員会は、当該普通地方公共団体の事務について、関係する者の出頭及び証言並びに記録の提出を請求する権限を有する。

本調査権は、執行機関が住民の福祉増進のため適正な事務処理をしているか、その実態や真相を把握して、もし、違法や不適正な事実があれば、その原因を究明して、それを是正、改善する方策は何であるかを見出して、必要に応じて責任の所在を明確にして将来を戒めるものである。

本委員会の設置により、特定の工事入札に対して発せられた疑義を明らかにするとともに、今後において同様の疑義の再発を防止する方途を示すことである。

2 特別委員会の設置

(1) 設置決議

令和 6 年第 5 回 1 2 月定例会（令和 6 年 1 2 月 4 日開会）において、「入札談合等関与行為の調査に関する決議案」（令和 6 年 1 2 月 6 日提出）を可決。

(2) 調査事項

入札談合等関与行為の疑惑に関する事項

(3) 委員会の定数

6 名

(4) 委員会の構成

委員長	赤	垣	義	憲
副委員長	木	戸	忠	勝
委員	横	浜	睦	成
〃	高	沢	陽	子
〃	中	谷	謙	一
〃	野	坂		充

3 調査事件

本委員会が調査対象とした事件は、令和５年度工事第１３号、令和６年度工事第７号及び第１８号の入札である。落札業者が固定化されていると見受けられ、その業者の応札価格が最低制限比較価格と同額又は極めて近い値であることから、入札談合等関与行為の疑義を明らかにするものである。

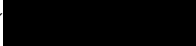
調査対象の工事入札一覧

番号	工事名	入札日	入札書 比較価格	最低制限 比較価格	落札価格
(令和５年度) 第１３号	烏帽子岳線 (Ａ) 舗装補修 (第３期) 工事	R5. 6. 27	19,680,000 円	17,700,000 円	17,700,100 円
(令和６年度) 第７号	枇杷野松ノ木線 道路改良 (第１期) 工事	R6. 6. 4	25,120,000 円	22,634,947 円	22,636,000 円
(令和６年度) 第１８号	烏帽子岳線 (Ａ) 舗装補修 (第４期) 工事	R6. 6. 25	18,160,000 円	16,294,184 円	16,294,184 円

※令和６年度工事第１８号は２者同額くじ引きで落札

Ⅱ 調査の経過等について

1 委員会の開催状況

回数	年月日	議事内容
1	令和6年 12月26日	①100条調査権の概要について ②100条調査の会議運営について ③会議運営要領について ④その他
2	令和7年 1月30日	①今後の調査の検討について ②その他
3	3月14日	①地方自治法第100条第1項に基づく記録の提出状況について ②記録の審査について ③今後の調査について
4	4月9日	①参考人からの意見聴取 ・工事設計に関する事務事業／  ・入札における指名業者選定に関する事務事業／  ②本日の証人尋問の進行について ③証人尋問 ・野辺地町業者指名審査会について、工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について／副町長 ・最低制限比較価格について、工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について／町長
5	5月9日	①証人尋問における証言等の確認について ②今後の調査について
6	7月16日	①証人喚問について
7	7月24日	①証人喚問について
8	8月1日	①証人喚問について
9	8月8日	①本日の証人尋問の進行について ②証人尋問 ・入札価格の積算について／指名業者6者 ・野辺地町業者指名審査会について／副町長 ・最低制限比較価格について／町長 ③今後の調査について
10	8月19日	①本日の証人尋問の進行について ②証人尋問 ・入札価格の積算について／指名業者1者
11	9月2日	①入札談合等関与行為調査特別委員会調査報告書について ②その他

2 証人、参考人の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

(敬称略)

No.	氏 名	所属	証言を求めた事項
1	野村 秀雄	野辺地町長	①最低制限比較価格について ②工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について
2	江刺家 和夫	野辺地町副町長	①野辺地町業者指名審査会について ②工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について
3	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
4	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
5	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
6	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
7	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
8	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について
9	■■■■■	■■■■■	①入札価格の積算について

(2) 参考人として出席を求めた者、意見を求めた事項

(敬称略)

No.	氏 名	所属	意見を求めた事項
1	■■■■■	■■■■■	令和5年度工事第13号、令和6年度工事第7号及び第18号の工事設計に関する事務事業について
2	■■■■■	■■■■■	入札における指名業者選定に関する事務事業について

(3) 意見照会を求めた者、意見を求めた事項

(敬称略)

No.	氏 名	所属	意見を求めた事項
1	■■■■■	■■■■■	①令和5年度工事第13号、令和6年度工事第7号及び第18号に関する事務事業について
2	■■■■■	■■■■■	②令和5年度工事第13号、令和6年度工事第7号及び第18号に関する事務事業について

(4) 証人の出頭拒否の状況

なし

(5) 証人の証言拒否の状況

なし

(6) 参考人の出席拒否の状況

なし

3 告発

(1) 告発の状況

なし

(2) 告発の取下げ

なし

4 記録の提出

(1) 地方自治法第100条第1項で提出を求めた記録

ア 令和5年度工事第13号、令和6年度工事第7号及び第18号の入札で落札業者決定に至る一連の記録

- ・設計書
- ・業者選定に係る起案文書
- ・指名競争入札執行通知及び添付書類一式（写し）
- ・入札執行に係る質問書及び回答書
- ・入札で入札書に同封する工事費内訳書（業者提出）
- ・入札で失格となった業者の入札書（業者提出）

イ 工事発注に係る設計に関する記録

- ・工事設計に使用したシステムの名称及びバージョンが分かる資料

ウ 野辺地町工事等競争入札参加資格選定に関する記録

- ・野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程第10条に規定する町長が別に定めるもの

(2) 記録の提出拒否の状況

ア 設計書

今後の同種工事の入札において容易に予定価格を類推することが可能となり、町が行う入札・契約事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 工事費内訳書

提出した業者の経営ノウハウに関する情報に当たるもので、公開を前提として提出されたものではないため、当該業者の会社経営に支障を生じさせるおそれがある。

(3) 存在しなかった記録

ア 野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程第10条に規定する町長が別に定めるもの

Ⅲ 調査の内容と結果

1 調査結果の概要

調査事件とした「令和５年度工事第１３号、令和６年度工事第７号及び第１８号の入札」において、談合の明示的な指示、受注者に関する意向の表明、発注に係る秘密情報の漏洩、特定の入札談合の幫助などのいずれにおいても、不正行為あるいは重大な不適正行為と認められる事務は確認できなかった。

しかしながら、調査事件に係る事案には、指名競争入札における業者指名審査会での指名業者の選定の在り方、発注に係る秘密情報の漏洩、特定の業者による入札妨害の可能性など、無視できない重大な疑問点が残った。

入札における不透明さを払拭し、不適切あるいは不適切と思われるような事務の処理や対応を無くし、疑義を生じさせるような事案の再発を防止するためには、今後、十分な改善策を講じる必要がある。

2 実施した調査の内容

調査事件：下記の工事入札

令和５年度工事第１３号

令和６年度工事第７号

令和６年度工事第１８号

※P３「調査対象の工事入札一覧」による。

(１) 最低制限比較価格について

当該入札では、落札業者の応札価格が最低制限比較価格と同額あるいは極めて近い値であったことから、最低制限比較価格を設定する町長に対して、情報漏洩の可能性を含めて尋問を行ったので、主なものを以下列挙する。

- ① 予定価格調書に最低制限比較価格を記入しているのは町長本人で、担当課が決裁の際に用いる参考資料に基づき同一の金額を記載している。
- ② 予定価格調書作成後は即座に封印し、担当課に手渡ししており、その間に町長室への第三者の入室はない。

- ③ 町長以外に最低制限比較価格を知り得る人物は、担当課長及び担当職員である。
- ④ 最終的に、最低制限比較価格を設定しているのは町長であることから、本事案は偶発的に起きたのであり、漏洩を疑われるを得ないことから、故意に町長が情報漏洩したのか証言を求めたところ、そのような事実は確認できなかった。

(2) 野辺地町業者指名審査会（以下「審査会」という。）について

野辺地町工事等競争入札参加資格選定規程（以下「規程」という。）に基づいた指名業者の選定が行われているのか検証したところ、規程第9条の準町内業者等の指名運用基準によれば、当該入札案件は、町内業者のみで執行が可能であると見受けられるが、準町内業者が指名されていることに関し、その取扱いについて疑義があった。

また、今回の調査事件以外にも同種の工事入札の指名業者が固定化されていることから、容易に指名業者を推測することが可能であり、談合の温床となるのではないかと危惧される。

以上のことから、特定の業者への忖度の可能性も視野に入れ、副町長に尋問を行ったので、主なものを以下列挙する。

- ① 指名業者の選定は、事業担当課である建設水道課と入札担当課である防災管財課が規程に基づき協議し、最終的に審査会上げる業者を決定している。審査会長が1人で決めることはない。
- ② 審査会長に対して、審査会以外の第三者から特定の業者を加え、外すことについての指示などはない。
- ③ 準町内業者の取扱いについては、2千万円程度の大規模な工事で、高い施工能力が必要であることを理由とした。その基準は、千万円程度であるが、基準が曖昧で明確に判断する理由を見いだせなかった。
- ④ 指名業者の固定化については、毎回、業者選定を行った結果であり、適正に競争して入札してくれるとの前提で入札執行している。

(3) 工事発注業務の実施から契約に至るまでの経緯について

最低制限比較価格の漏洩や特定の業者への付度の有無を確認するため、落札業者決定に至るまでの全般について、町長及び副町長に尋問を行ったので、主なものを以下列挙する。

- ① 町長に対して、副町長及び職員から指名業者の選定について相談等はない。また、第三者の関与はなかったとの証言があった。
- ② 町長から業者指名審査会及び入札担当職員に対して、指名業者の選定についての指示は確認されなかった。
- ③ 指名業者選定前に町長は、指名業者を知り得る事実は確認されなかった。

(4) 入札価格の積算について

町では、入札案内の際に最低制限価格を設定している旨の周知を行っており、その設定方法についても通知していることから、町長がその設定方法どおりに最低制限価格を設定していれば、業者が予定価格（入札書比較価格）を積算できると、最低制限比較価格と同額の応札が可能である。

指名業者は応札する際に、情報漏洩がなくとも最低制限比較価格と同額の積算が可能であるかを実際に当該入札に参加した指名業者から証言してもらうとともに、入札妨害とも受け取れるような威力行為があったことを証言する指名業者がいたので、主なものを以下列挙する。

- ① 指名業者7者中4者から最低制限比較価格と同額応札は不可能であり、予定価格が事前公表されていない状況下では、どのような積算システムを用いても最低制限比較価格と同額応札は不可能との証言があった。
- ② 指名業者7者中3者は、同じ積算システムを使用し積算していた。うち1者は自社所有のシステムで、他2者は積算を外注あるいは外注先のシステムを使用して積算しており、3者中2者が令和6年度工事第18号で最低制限比較価格と同額応札していた。そして、この積算システムを使用している業者は積算

条件さえ詳細に分かれれば、最低制限比較価格と同額算出は可能との証言があった。

③ ①及び②での指名業者による証言の相違については、確認する術はない。

④ 指名業者２者から、入札妨害とも受け取れるような威力行為を受けた、若しくは受けている業者があると聞いたとの証言があった。落札業者代表取締役から言うことを聞かないと指名を外す旨の連絡があったとのことであり、落札業者代表取締役に確認したところ、そのような事実はない旨の証言があった。

しかし、落札業者代表取締役が指名業者を何故知ることができたかは疑義が残る。

3 調査事項の結果と問題点

令和５年度工事第１３号、令和６年度工事第７号及び第１８号では、落札業者が固定化されていると見受けられ、その業者の応札価格が最低制限比較価格と同額又は極めて近い値であることから、入札談合等関与行為の疑いがあったが、本調査で町の事務に関して不正行為又は重大な不適切行為と認められる事務は確認されなかった。

予定価格調書作成者であり、最終的に予定価格を知り得る町長から、指名業者に対して情報漏洩した事実は認められなかった。

しかし、規程第９条による準町内業者の指名の取扱いについて、適切な解釈となっているか疑念が残った。また、同種の工事において、数年にわたり指名業者が固定化されて、指名業者が容易に推測されやすく談合行為を助長することが懸念される。

指名業者については、積算システムや技術によって、同額応札が可能かは確認できなかったが、落札業者代表取締役から入札妨害があったことを示唆する証言があったことから、その情報の発信源は町にある可能性も否めないが、その確認方法はない。

規程等以外の指名業者選定に関する詳細なマニュアルが存在せず、審査会ではその都度業者選定の検討を申し合わせで行い、事務が形骸化していると見受けられた。

4 問題点に対する意見等

本委員会は、最低制限比較価格と同額応札に疑念を持ち、それが可能であるかという点に着目して調査を開始した。

それには、町が作成した設計書と、指名業者が入札書に同封する工事費内訳書を比較する必要があることから、その提出を町長に求めたが提出は拒否され、積算に関する比較調査は実施されず疑義が残った。

規程等により適正に事務執行がなされているのか調査を進める中で、業者指名の在り方について別の疑義が生じた。価格等の情報漏洩のほか、準町内業者の指名が適当ではない可能性があることから、野辺地町財務規則（以下「規則」という。）及び規程によって執行された入札の指名業者を照合したところ、規程第9条にある準町内業者の取扱いに合致しない選定方法が執行されていたほか、規則第124条に合致しない方法で業者指名が行われていたことが確認された。このことから、町外業者に対して便宜を図ったのではないかと新たな疑義が生じた。

証人尋問では、証言に2点の相違があった。

1点目、応札価格と最低制限比較の一致については、令和6年度工事第18号で最低制限比較価格と同額応札した2者、もう1者が可能であるとし、町内業者4者は同額応札が不可能であると証言したことから、最低制限比較価格と同額算出が可能であるか否かの疑義が残った。

2点目、入札妨害があったとする証言があった一方で、そのような行為はしていないという証言があった。

町内業者が落札業者代表取締役から威力行為を受けた旨の証言をしたが、落札業者代表取締役はそれを否定する証言をしたことで、証言に相違があったが、事件性も疑われる内容であり、重大な問題として報告すべき内容であるとの判断に至った。

調査の結果、疑義が残る部分及び問題として取り上げた部分については、町に対して改善を求めるものとした。

指名業者選定にあっては、町内業者を育成することを前提に、適正かつ公正で、申し合わせや協議などの文書等を保管するなど透明性を確保して実施されるような仕組みづくりが不可欠であることから、今後において同様の疑義が発生しないためにも、個別の解釈を加えずに規程の遵守を要望する。

規程第9条の解釈については、本調査での問題となったほか、疑義が残った要因の一つであることから、特に適正に遵守願いたい。

入札談合の排除や未然防止を徹底するためには、入札制度の見直しのほか、町職員のコンプライアンス意識の向上や知識の習得に資するため、入札制度や談合防止に関する研修を実施するなど町としても談合防止に積極的に取り組むべきである。

業者の立場で、特定の業者を指名業者から外すことは不可能であるが、これは入札談合等関与行為によって、指名業者への威力行為につながった可能性があり、町長との関係性に疑義が生じたが、不正行為があったことを確認することはできなかった。

証言の相違により、疑念が更に深まったので、嫌疑ありと言わざるを得ない。

IV その他

1 入札談合等関与行為調査特別委員会の反省点

まず、反省点として挙げるのは、本調査が長期にわたり、着手してから約10か月を要した。

入札談合等関与行為調査特別委員会の設置を議決する時点で、設置目的に向かって、何を明らかにするための調査であるかをもっと明確に限定し、調査対象及び調査事項を絞る必要があったのではないか。本調査で何を明らかにすべきかという点で、委員間で意見の食い違いが起こり、なかなか共通認識を持つことが難しく、そのため多くの時間を浪費したことは否めない。委員間の同意・合意の中で進めることを原則としていただけないに禍根を残すこととなった。

また、円滑な調査ができなかった要因として、不慣れによるものであった。初めから調査の補助手段を有効活用すれば、調査をより展開できたのではないか。この点においては、初めに百条委員会の運営全体について、事務的及び技術的方法を含め学習し、認識を共通にしておくことなど今後の議会活動に活かしたい。

2 調査経費

合計額	224,440円
令和6年度調査経費の設定額	70,000円以内
令和7年度調査経費の設定額	640,000円以内
令和6年度調査経費	10,470円
(内訳)	
記録審査の招集に係る委員費用弁償	1,120円
記録審査の記録調製代	9,350円
令和7年度調査経費	213,970円
(内訳)	
証人尋問の招集に係る委員費用弁償	3,360円
証人出頭に係る実費弁償	37,250円
弁護士相談料	121,000円
証人尋問の記録調製代	52,360円